

自主点検表（認知症対応型通所介護）

※ は令和6年度介護報酬改定において改正のあった部分

	点 検 内 容	点検結果	備考
第1節 基本方針	基本方針（<u>基準41条</u>） ○ 要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。 ○ 事業運営の方針は基本方針に沿ったものとなっているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
第2節 人員及び設備に関する基準	従業者の員数（<u>基準42条（単独型・併設型）・45条（共用型）</u>） ○ 事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりになっているか。 <u>生活相談員</u> ○ 提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 ○ 社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。 <u>看護職員又は介護職員</u> ○ 単位ごとに、提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 ○ 単位ごとに常時1人以上従事させているか。 <u>機能訓練指導員</u> ○ 1以上になっているか。 ※ なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、他の職務に従事することは差し支えない。 ○ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤となっているか	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	生活相談員 人 看護職員 人 介護職員 人 機能訓練指導員 人
	管理者（<u>基準43条（単独型・併設型）・47条（共用型）</u>） ○ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所等の職務に従事することができる。ただし、その場合でも、当該指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供場面で生じる事象を適時かつ適正に把握し、対処しなければならない。 ○ 管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	兼務の有無 有・無
	設備及び備品等（<u>基準44条（単独型・併設型）</u>） ○ 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。また、専ら当該事業の用に供するものとなっているか。（利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。） ○ 食事提供、入浴介助がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。 <u>食堂及び機能訓練室</u>	はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	点検結果	備考
第 2 節 人 員 及 び 設 備 に 関 す る 基 準	○ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。(食堂と機能訓練室の合計面積：3㎡×利用定員以上)	はい・いいえ	
	○ 事業所の機能訓練室等と、当該事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等の場合、スペースが明確に区分されているか。また、それぞれの区分が設備基準を満たしているか。	はい・いいえ	
	相談室 ○ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。 ※ 提供している場合のみ記載	はい・いいえ	
	○ 利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、当該事業の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合、サービス提供開始前に知事（市）に届け出ているか。	はい・いいえ	
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	利用定員等（基準46条（共用型）） ○ 利用定員は、認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設の場合は施設）ごとに、1日当たり3人以下となっているか。もしくは、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに入居者の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となっているか。 ○ 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、他の介護サービスについて3年以上の経験を有する者であるか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	内容及び手続の説明及び同意（基準3条の7準用） ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書又はデータを交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ○ わかりやすい説明書やパンフ等の文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、同意については書面で確認しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	登録者 □人中 重要事項説明書 □人分有
	提供拒否の禁止（基準3条の8準用） ○ 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ※正当な理由とは ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合 ③利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外	はい・いいえ	過去1年間に利用申込みを断った事例： 有・無
	サービス提供困難時の対応（基準3条の9準用） ○ 実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	はい・いいえ	
	受給資格等の確認（基準3条の10準用） ○ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 ○ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	要介護認定の申請に係る援助 （ <u>基準3条の11準用</u> ） ○ サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	○ 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	心身の状況等の把握 （ <u>基準23条準用</u> ） ○ サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	はい・いいえ	
	指定居宅介護支援事業者等との連携 （ <u>基準3条の13準用</u> ） ○ サービス提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	はい・いいえ	
	○ サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	はい・いいえ	
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 （ <u>基準3条の14準用</u> ） ○ サービス提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号（第65条の4各号）のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービス提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 （ <u>基準3条の15準用</u> ） ○ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスの提供を行っているか。	はい・いいえ	
	居宅サービス計画等の変更の援助 （ <u>基準3条の16準用</u> ） ○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	はい・いいえ	
	サービスの提供の記録 （ <u>基準3条の18準用</u> ） ○ サービスを提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費等の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	はい・いいえ	
	○ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	はい・いいえ	
	利用料等の受領 （ <u>基準24条準用</u> ） ○ 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けている	はい・いいえ	

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	か。 ○ 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていないか。 ○ 上記のほか、利用者から受けることのできる以下の費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ○ 上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	保険給付の請求のための証明書の交付 （<u>基準3条の20</u> 準用） ○ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	はい・いいえ	
	指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針 （<u>基準50条</u>） ○ 利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 ○ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 （<u>基準51条</u>） ○ 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。 ○ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮しているか。 ○ サービスの提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 ○ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ○ サービスの提供に当たっては、利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行っていないか。また、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由や利用者の状況及び期間について、記録をしているか。 ○ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ○ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第3節	練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 認知症対応型通所介護計画の作成（基準52条） ○ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。 ○ 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ○ 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ○ 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。 ○ 従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	利用者 人中 通所介護計画 人分有
第3節	利用者に関する市町村への通知（基準3条の26準用） ○ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	左記①又は②に該当する利用者 有・無
第3節	緊急時等の対応（基準12条準用） ○ サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	マニュアル 有・無
第3節	管理者の責務（基準28条準用） ○ 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ○ 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
第3節	運営規程（基準54条） ○ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定認知症対応型通所介護の利用定員 ⑤ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	直近改正 年 月 実際の運用との整合性 適・否 重要事項説明書との整合性 適・否
第3節	勤務体制の確保等（基準30条準用） ○ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	はい・いいえ	各月の勤務表 有・無

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	○ 事業所ごとに、当該事業所の従事者によってサービスを提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない(調理、洗濯等))。	はい・いいえ	研修記録 有・無
	○ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	
	○ 職場において行われるセクハラやパワハラにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	
	業務継続計画の策定等 (基準3条の30の2準用) ○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。 ○ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ○ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無 実施日 年 月
	定員の遵守 (基準31条準用) ○ 利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。)	はい・いいえ	
	非常災害対策 (基準32条準用) ○ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ○ 事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ※なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	はい・いいえ はい・いいえ	消防計画 有・無 風水害に関する計画 有・無 地震に関する計画 有・無
	衛生管理等 (基準33条準用) ○ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ○ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無
	掲示 (基準3条の32準用) ○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	はい・いいえ	掲示 有・無

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第3節	※事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できる形式も可能。 ○ 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ※ ウェブサイトに掲載を行わない場合も、事業所に重要事項の掲示を行うこと。 令和7年3月31日までの間は経過措置	はい・いいえ	掲載有・無
運営に関する基準	秘密保持等（<u>基準3条の33準用</u>） ○ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ○ 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ○ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	利用者 人中 同意書 人分有
第3節	広告（<u>基準3条の34準用</u>） ○ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ○ 広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。	はい・いいえ はい・いいえ	パンフレット等 適・否
運営に関する基準	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（<u>基準3条の35準用</u>） ○ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	はい・いいえ	
運営に関する基準	苦情処理（<u>基準3条の36準用</u>） ○ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。 ○ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 ○ 提供したサービスに関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ○ 市からの求めがあった場合には、上記の改善内容を市に報告しているか。 ○ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ○ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無 苦情受付窓口 有・無 苦情記録 有・無
	地域との連携等（<u>基準34条準用</u>） ○ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しているか。	はい・いいえ	過去1年間の 運営推進会議開催回数

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第3節 運営に関する基準	また、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ○ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 ○ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 ○ 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ○ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	回中 会議録 回分有 会議録の公表方法： _____ 利用定員 人中 前年平均の 同一建物に 居住する利用 者 人
	事故発生時の対応（基準35条準用） ○ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ○ 上記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ○ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ○ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 ■提供している場合のみ記載 ○ 夜間及び深夜において、指定地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により、事故が発生した場合は、上記と同様の対応を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無 事故記録 有・無
	虐待の防止（基準3条の38の2準用） ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	はい・いいえ	開催日 年 月 マニュアル 有・無
	会計の区分（基準3条の39準用） ○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	はい・いいえ	
	記録の整備（基準60条） ○ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ○ 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5</u>年間保存しているか。 ① 認知症対応型通所介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者の不正利用等に係る市町村への通知に係る記録	はい・いいえ はい・いいえ	左記①から ⑥の記録 有・無

	⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録		
--	--	--	--

※「基準」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省省令第３４号）を指します。